

令和 4 年度生涯学習センター事業運営の考え方

1 社会情勢の変化と基本的な考え方

近年、少子化による人口減少と長寿化の進展による人口構造の変化やグローバル化の進展、ICTの劇的な進化、頻発する未曾有の災害への危機管理など、社会環境がめまぐるしく変化中、人々の価値観やニーズも一層多様化し、求められる能力も変化していくことが見込まれる。また、新型コロナウイルス感染症による、行動・意識・価値観の変容は、地域おける、住民同士のつながりをつくりづらくするなど、家庭・地域の教育力や地域コミュニティの衰退をますます助長していくことが懸念される。

本市においては、「第6次宇都宮市総合計画」の重点課題として「次代を築く人づくり」を設定しており、今後さらに、それぞれの個性や能力を最大限に発揮しながら社会に貢献できる人間力の高い「人づくり」の推進や、学校と家庭・地域、企業との連携強化による「家庭・地域の教育力の向上」、地域資源の一層の活用等による「地域コミュニティの強化」に取り組んでいく必要がある。

こうしたことから、人間力を高める多様な学習機会の提供や、学んだ成果を活動へつなげるつながりづくりとともに、地域全体で学び合い育ち合う、地域ぐるみで子どもを育む教育活動に取り組むなど、めまぐるしく変化する社会に柔軟に対応し力強く生き抜く力を育み、第3次宇都宮市地域教育推進計画に掲げる基本理念の実現を図っていく。

2 第3次宇都宮市地域教育推進計画について

生涯学習センターの事業運営については、第3次宇都宮市地域教育推進計画の基本理念を踏まえ、各基本目標の達成にむけた着実な地域教育の推進に取り組んでいく。（詳細は概要版を参照）

3 生涯学習センターの役割

- ・地域特性や地域住民のニーズなどを踏まえるとともに、個人の要望と社会の要請のバランスに配慮し、NPO・大学・企業や、行政他部局などと積極的に連携した多様な事業の推進
- ・講座等の開催日時の工夫や託児の充実、ICTの活用など、幅広い年代の参加を促進する環境の整備
- ・学習者が学んだ成果を活かし、意欲的に様々な活動へと取り組めるよう、地域活動団体と協働・共催による事業の実施
- ・地域住民や多様な団体が交流・活動する場として、施設の活用を促す事業の推進

【参考】社会教育法第20条（公民館の目的）

公民館は、市町村その他一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

別紙資料…各種生涯学習講座が担う領域のイメージについて

4 生涯学習センター事業運営における重点項目について

生涯学習センターにおいては、第3次宇都宮市地域教育推進計画の理念の実現に向けて、下記項目を重点として取り組んでいく。なお、各重点項目については、指標を基に評価していく。

(1) 地域住民の学習意欲の高揚と生活の向上に資する事業の推進 (⇒基本目標Ⅰ)

- ・各種メディアの効果的な活用など、より多くの市民の学習意欲を高める「学習情報発信力の強化」
- ・「学ぶ楽しさ」を感じ、「仲間づくり」につながる講座や身近な「生活課題の解決に資する講座」の開催
- ・デジタル化に伴う情報格差の是正やコロナ禍における講座の開催方法など、「社会的課題に対応した講座」の開催

[指標1] 生涯学習センターの利用者数(講座参加者数及び貸館利用者数)

基準値(平成28年度) 740, 862人 → 目標値(令和4年度) 772, 528人

[指標2] 生涯学習センターにおける講座の開催数

基準値(平成28年度) 141講座 → 目標値(令和4年度) 150講座

- ・広報うつのみや、ホームページ、Facebook、Instagram、教えてミヤリーなどによる発信
- ・パソコンやスマホ教室の開講、YouTubeによるオンライン講座の実施など

(2) 家庭教育支援の充実と学校や地域と連携・協力した教育活動の推進 (⇒基本目標Ⅱ)

- ・子育て世代の「保護者の気づき」や「親子双方の育ち」を支援する講座や、「仲間づくり」や「ネットワークづくり」を促す参加交流型講座の開催
- ・土日や平日夜の講座の開催など共働き世代等でも参加しやすい環境づくり
- ・魅力ある学校づくり地域協議会の活動の支援や、地域・企業等と連携した子育て世代や青少年を対象とした講座の開催

[指標1] 子育て世代を対象とした参加交流型講座の参加者数

基準値(平成28年度) 7, 660人 → 目標値(令和4年度) 7, 900人

[指標2] 学校、地域、NPO、企業等と連携した講座の参加者数(子育て世代、青少年対象)

基準値(平成28年度) 3, 410人 → 目標値(令和4年度) 3, 500人

- ・従来の子育て講座に、+αのねらいや視点を取り入れた講座の実施
(例) 外国人住民(親子)との交流や仲間づくりにつながる子育て広場など
- ・学校との連携による、地域人材の発掘や育成の視点を取り入れた教育活動の推進
(例) 地域人材による中学生への学習支援(地域未来塾)への協力など

(3) 地域理解を促進する講座と学んだ成果を活動につなげる仕組みの充実 (⇒基本目標Ⅲ)

- ・「地域学講座」など地域に対する理解や愛着を育む講座や、学習者が「地域活動団体やボランティア団体等と連携」し各種団体とつながることができる講座の開催
- ・学習者や活動したい人を「様々な活動へ結びつける学習相談」の推進
- ・幅広い年代の地域住民等が「交流・活動する場」として、施設の環境整備や役割の周知

[指標1] (再)生涯学習センターの利用者数(講座参加者数及び貸館利用者数)

基準値(平成28年度) 740, 862人 → 目標値(令和4年度) 772, 528人

[指標2] 生涯学習センターにおける学習相談件数(来館、電話)

基準値(平成28年度) 390件 → 目標値(令和4年度) 390件

- ・幅広い世代が地域を学び、地域活動に関心をもつきっかけづくりとなる講座の実施
(例) 地域団体と小中学生との連携による、地区ガイドブック等を活用した講座など
- ・「学び」と「活動」をつなげる仕組みの充実
(例) 地域住民が自己の学びを生かし、講師として自主開催する講座への支援など

令和5年度生涯学習センター事業運営の考え方

1 社会情勢の変化と基本的な考え方

近年、少子化や人生100年時代の到来、社会全体のデジタル化、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活様式の変化など、社会環境がめまぐるしく変化し、人々の行動・意識・価値観も変容する中、住民同士のつながりの希薄化が進み、個人に多様な能力が必要とされることから、**社会の変化に対応できる人間力**を高める多様な学習機会の提供や学習を通して人々のつながりを深める生涯学習環境の充実が求められている。

本市においては、持続可能なまちづくりに向けて、誰もが活躍する「地域経済循環社会」、共に支え合う「地域共生社会」、未来への責任を果たす「脱炭素社会」で構成される「スーパースマートシティ」の実現を目指しており、その実現に向けては、原動力となる「まちづくりを支える人づくり」に積極的に取り組んでいく必要がある。

このような中、平成30年度に10か年計画として策定した「第3次宇都宮市地域教育推進計画」は、令和4年度に中間年を迎え、令和5年度からは、後期5か年の活動を進めることになる。令和5年度についても、「人づくり」に取り組む地域教育のより一層の推進に向けて、前期5か年で導き出した課題を踏まえ、生涯学習センターの事業運営に取り組んでいく。

2 第3次宇都宮市地域教育推進計画について（平成30年度～令和9年度までの10か年計画）

令和4年度までの前期5か年の実績を評価したうえで、今後取り組むべき4点の方向性を導き出した。（以下のとおり）

【第3次宇都宮市地域教育推進計画の中間見直し】

基本理念

学びを通して、社会の変化に対応できる高い人間力を育むとともに、地域ぐるみの教育活動により、一人ひとりが活躍できる社会を実現する。

取り組むべき課題

後期計画の基本目標と策定に向けての方向性

- ① デジタルの活用や環境整備
- ② 学び直しやキャリア教育の推進
- ③ 情報化・国際化等に対応し、社会を支える人材の育成
- ④ 子どもの心を育む体験活動の推進
- ⑤ 交流機会の創出
- ⑥ 子育て環境に応じた家庭教育支援
- ⑦ 多様な主体と連携した教育活動の活性化
- ⑧ 郷土愛の醸成
- ⑨ 社会教育施設の機能の充実

- (1) 個人の主体的な学習活動
 - ・ デジタル技術を活用した学習やつながりづくり
 - ・ 多様な分野が連携・協力した学習
 - ・ 市民ニーズに応じた学習への意欲向上
- (2) 地域全体が連携・協力した教育活動
 - ・ 子育て世代の悩み解決や仲間づくりを促す学習
 - ・ 学校と連携した地域協議会の活動の充実
 - ・ 地域ぐるみで子どもの心の成長を育む活動の充実
- (3) 様々な場面で学んだ成果を生かして活動
 - ・ 学んだ成果を社会で生かし、指導者等として活躍できる仕組みの充実
 - ・ 地域を支える人材育成に向けた郷土愛等を育む取組の充実
- (4) 学習や活動に取り組める環境整備
 - ・ 誰もが利用しやすい学習環境の整備
 - ・ 市民の学習等の課題を解決に導く学習情報提供事業の機能の強化

3 生涯学習センター事業運営における重点項目について

「2 第3次宇都宮市地域教育推進計画について」であげた4点の方向性を、令和5年度は重点的に取り組んでいく。

(1) 地域住民の学習意欲の高揚と生活の向上に資する事業の推進

一人ひとりの主体的な学習活動を支援し、個人の成長や自己実現を促す講座等を開催する。

- ・「学ぶ楽しさ」を感じ、「仲間づくり」につながる講座の開催
- ・パソコンやスマホ教室、防災に対応した講座、コロナ禍における開催方法を工夫した講座など、「社会的課題に対応した講座」の開催
- ・Z o o mやY o u t u b e等のデジタル技術を活用した講座等の開催や学習の推進

(2) 地域・学校・家庭が連携・協力し、一体となった教育活動の推進

家庭の教育力向上を促す講座の開催や、家庭・学校・地域が連携する、つながるきっかけづくりなど、地域全体で子どもを育む教育活動の支援に取り組む。

- ・子育て世代の保護者の気づきや悩み解決、親子の交流や仲間づくり、ネットワークづくりを促す参加交流型講座の開催
- ・土日や平日夜の講座の開催など共働き世代等でも参加しやすい環境づくり
- ・魅力ある学校づくり地域協議会等の教育活動を支援する団体への支援や、学校・地域・企業等と連携して子どもの成長を支える教育活動を推進する子育て世代や青少年を対象とした講座の開催

(3) 地域理解を促進する講座と学んだ成果を活動につなげる仕組みの充実

地域や社会を支える人材の育成に向けて、地域理解を促す講座や学んだ人が様々な活動主体とつながる学習機会を提供する。

- ・「地域学講座」など地域に対する理解や愛着を育む講座の開催
- ・N P O・大学・企業等と連携し、専門的な知識や技術を獲得することができる学習機会や情報の提供

(4) 持続的に地域住民の学習や活動、交流を支援する地域教育の基盤の強化

市民が学習や活動をしやすい環境整備とともに、学習相談、情報提供等の機能の充実を図るなど、地域拠点としての基盤の強化に取り組む。

- ・生涯学習団体や教育活動を行う団体等への施設貸出など、場の提供による活動の支援
- ・生涯学習情報提供システム（マナビス）の積極的な情報発信など、学習者や活動したい人を様々な活動へ結びつける学習相談支援サービスの充実
- ・幅広い年代の地域住民等が「交流・活動する場」として、施設の環境整備や役割の周知

4 生涯学習センターの役割

- ・市民の最も身近な地域の学習と活動の拠点として、SDGs、市民協働、文化振興、男女共同参画、福祉、国際化など、地域教育に関わる本市の多様な分野の計画も踏まえた、**多様な学習機会の提供を通じた、意識醸成の推進**
(各分野の講座を開催するわけではなくとも、アイスブレイクで**各分野の**意識醸成を取り入れる、各分野の啓発チラシを配布する等も含む)
- ・地域特性や地域住民のニーズなどを踏まえつつ、個人の要望と社会の要請のバランスに配慮した講座の実施や、**学びを通して人々がつながり、学び合うことができる機会の提供**
- ・NPO・大学・企業等と積極的に連携し、学習の分野を広げるとともに、その専門的なスキルやノウハウを活かして個人の成長を促す講座の実施
- ・土日や平日夜など講座等の開催日時の検討や託児の充実、動画配信などのデジタル技術の活用など、実施方法の工夫による幅広い年代の参加を促進
- ・地域活動団体と協働・共催した講座や文化祭・地域のイベントの開催など、学んだ人が意欲的・主体的に地域とつながる事業の実施
- ・地域住民や多様な団体が交流・活動しながらつながる場として、施設の活用を促す事業の推進

【参考】社会教育法第20条（公民館の目的）

公民館は、市町村その他一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3次宇都宮市地域教育推進計画後期計画【概要版】

第1章 計画について

- 計画の必要性

社会環境の激しい変化に伴い、多岐にわたる課題が顕在化する中、市民一人ひとりが社会の変化に柔軟に対応し、社会や地域の様々な場面で活躍する社会の実現に向けて、学びを通じた「人」づくりに取り組む本計画を策定する。
- 地域教育について

地域教育とは、「社会教育行政」が担う「成人教育」、「家庭教育支援」等を、「地域」を意識し、社会の要請（社会的課題、人材育成等）に応える教育※ 学習とは、講座や授業などで人から習うことだけでなく、読書や芸術鑑賞など、豊かな人間性を育む個人の趣味活動なども含めた幅広い行為を指す。
- 計画の位置づけ

「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画であり、本市社会教育行政の最も基本となる計画とする。
また、令和4年度に終了する「第2次宇都宮市読書活動推進計画」を包含した計画とする。
- 計画期間

令和5年度～9年度までの5年間

第2章 地域教育の現状

- 1 地域教育を取り巻く状況
 - 社会情勢の変化
 - ・人口減少、少子超高齢社会
 - ・デジタル化、グローバル化
 - ・感染拡大に伴う生活様式の変化
 - ・地域における人間関係の希薄化
 - ・産業構造、雇用形態の変化
 - ・地域共生社会に向けた取組の推進
 - 国・県等の動向
 - ・(子どもの読書活動推進) 家庭での読書の習慣付け、図書館における情報化の推進
 - ・(読書バリアフリー) アクセシブルな書籍・電子書籍等の普及・提供・拡充など、誰もが自分に合った方法で読書できる社会の実現
 - ・(中教審) 共生社会を目指し、誰一人取り残さない社会的包摂※を実現する生涯学習の機会の提供
地域コミュニティづくり等における社会教育施設の役割の明確化・機能強化
社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
社会的包摂の実現に向けた障がい者の生涯学習の推進、推進を担う人材の育成・確保
 - ・(県生涯学習推進計画) 「自立」、「協働」、「創造」と生涯学習の基盤づくり
- 2 市民意識調査の結果 (R3 調査) ※前回調査は H28
 - ・学習活動をしている市民の割合は減少 (H28:38.3% ⇒ R3:23.9%)
 - ・家庭の教育力は、低下していると「思う」は減少(42.1%⇒30.4%)、「わからない」が増加(12.0%⇒19.4%)
 - ・地域の教育力の状況についても、「わからない」が増加(30.1%⇒36.7%)
 - ・読書の媒体は、「紙の本のみ」が減少(66.4%⇒48.7%)、「紙と電子書籍」が増加(13.5%⇒24.7%)
 - ・1年間で図書館や図書室を「利用した」人は減少(38.7%⇒28.9%)、「過去に利用した」人が増加(19.9%⇒31.2%)

(※)社会的包摂：社会的に弱い立場にある人も含め、誰もが社会に参画できるよう社会的排除の構造と要因を克服する対応

第4章 地域教育推進の課題

今後、地域教育推進を推進する上での課題を、前期計画の基本目標ごとに以下のとおりまとめた。

基本目標1 個人の主体的な学習の推進

- ・新しいデジタル技術を活用した学習やつながりづくり等の検討が必要
- ・様々な困難を抱える人たちへの学習機会の充実、多様な分野が連携・協力した学習機会の創出
- ・市民ニーズを捉えながら、学習機会、図書サービス等の工夫や充実を図り、学ぶ意欲を引き出していくことが必要

基本目標2 地域・学校・家庭が連携・協力した教育活動の推進

- ・子育て家庭に対する学習機会の提供や、読み聞かせ等の重要性を伝える取組とともに、個別具体的にできめ細かい家庭教育支援の取組が必要
- ・コミュニティ・スクールの課題や必要性を精査しながら、各協議会の活動の充実を図ることが必要
- ・コロナ禍においても、地域の様々な主体が連携して子どもを育てる意識の高揚、活動の充実が必要

基本目標3 様々な場面で学んだ成果を生かした活動の推進

- ・様々な分野で多様化・複雑化する課題の解決に向けて、指導者等の人材育成が必要
- ・再就職、転職等、求める能力を身につけることができるよう、高等教育機関や企業等と連携して高度な学習の場へつなぐ取組の充実が必要
- ・地域理解を促す取組や郷土愛を育む取組等により、地域を支える人材を育成していくことが必要

※ 上記、基本目標にあてはまらない課題

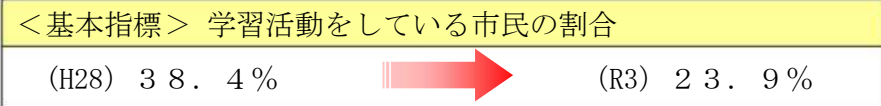
- ・図書館における誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備や資料の充実、デジタル技術活用等、読書環境の充実が必要
- ・生涯学習センター等におけるデジタル化の対応や多言語表記など、誰もが利用しやすい環境整備が必要
- ・レファレンスサービス、学習相談など、学習課題を解決へと導く相談機能の認知度向上やサービスの充実を図ることが必要

第3章 計画の取組と評価

○第3次宇都宮市地域教育推進計画前期計画の評価

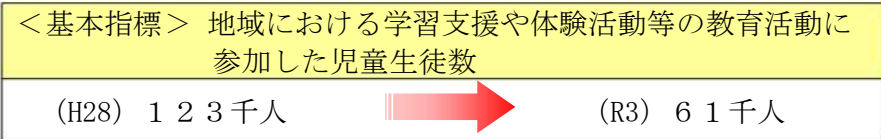
【基本目標1】 個人の主体的な学習の推進

コロナをきっかけとして、Zoom等のICTを活用した新たな手法を取り入れ、学習機会の増加に努めたが、社会的に外出や活動の自粛があった中、「学習活動をしている市民の割合」は低下した。



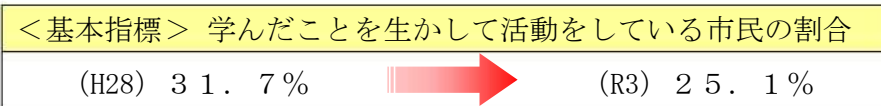
【基本目標2】 地域・学校・家庭が連携・協力した教育活動の推進

コロナの影響は受けながらも、家庭教育支援に係る講座の実施や地域協議会による地域全体での教育活動に取り組んだが、「地域における学習支援や体験活動等の教育活動に参加した児童生徒」は、コロナの感染拡大前の半数以下となった。



【基本目標3】 様々な場面で学んだ成果を生かした活動の推進

コロナの影響は受けながらも、企業やNPO、家庭教育支援活動者等と連携し、市民の学習機会の充実や指導者となる人材の育成に取り組んだが、「学んだことを生かして活動をしている市民の割合」は低下した。

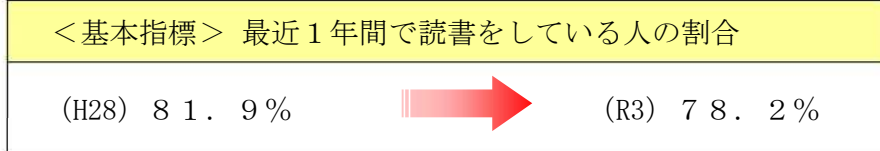


○第2次宇都宮市読書活動推進計画の評価

【基本目標I】 一人ひとりに応じた多様な読書活動の推進

【基本目標II】 すべての宮っ子への読書活動の推進

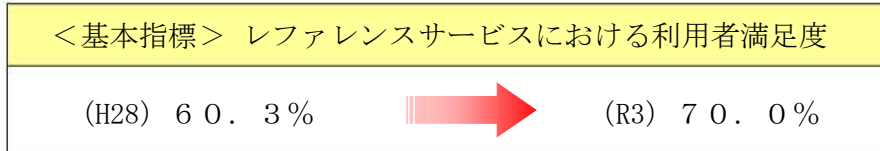
夜間の図書館を活用した講座やイベント等でのブックリストの配布、貴重な資料のデジタル化、高校生による読書情報誌編集など、幅広い世代に読書活動を促す取組を実施してきたが、読書をしている人の割合は伸びていない。



【基本目標III】 課題解決のための図書館資源の活用促進

【基本目標IV】 読書活動を介した人と人との交流促進

地域情報の積極的な収集・提供やレファレンス事例の公開などにより、レファレンスサービスの利用者満足度は向上した。



第5章 基本的な考え方

《基本理念》

『学びを通して、社会の変化に対応できる高い人間力を育むとともに、地域ぐるみの教育活動により一人ひとりが活躍する社会を実現する』



基本目標

【基本目標1】個人の主体的な学習の推進

一人ひとりが自己実現や生活の向上、地域社会の発展に向けて主体的に学習に取り組んでいます。

〔基本指標〕 主体的に学習に取り組んでいる市民の割合（読書活動等を含む）
(R3) 23.9% ⇒(R9) 50.0%

【基本目標2】地域・学校・家庭が連携・協力した教育活動の推進

地域・学校・家庭が相互に連携・協力した教育活動を通して、地域全体で学び合い育ち合っています。

〔基本指標〕 地域における学習支援や体験活動等の教育活動に参加した活動者数および児童生徒数
(R3) 81,171人 ⇒(R9) 170,000人
<内訳>活動者数 (R3) 20,555人 ⇒ 30,000人
児童生徒数 (R3) 60,616人 ⇒ 140,000人

【基本目標3】様々な場面で学んだ成果を生かした活動の推進

多様な主体や人がつながりを深め、様々な場面で学んだ成果を生かして活動しています。

〔基本指標〕 地域に貢献する活動に参加している市民の割合
(R3) 29.5% ⇒(R9) 35.0%

(新)【基本目標4】学習や活動を支え、促す環境づくり

学習や学んだ成果を生かした活動に、持続的に取り組める環境が整っています。

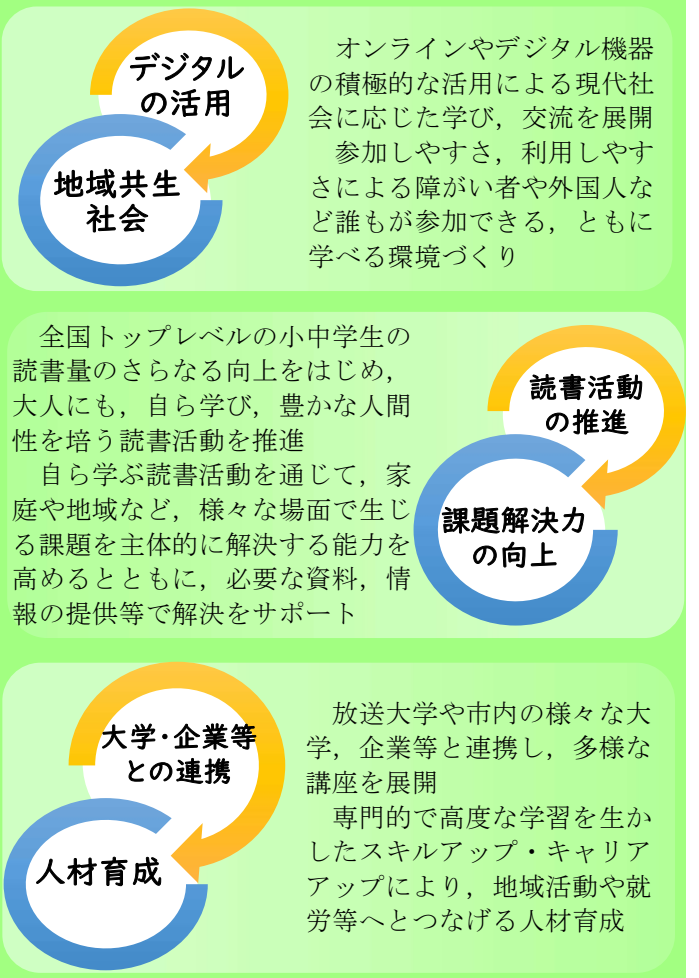
〔基本指標〕 学習や活動を行う環境に満足している市民の割合
(R3) — ⇒(R9) 50.0%
※現時点での実績値はなし。今後、世論調査等で確認。

第6章 施策の展開 (〔〕:事業番号,〔新〕:新規事業,〔拡〕:拡充する事業,再:再掲)

【主な事業】	
施策1 学習意欲の向上に資する取組の推進	
重点事業	[1]生涯学習センター等における学習機会の充実 [2]〔拡〕デジタル技術を活用した学習,読書機会の充実 (Zoomや動画配信,電子書籍など) ・歴史や文化,健康づくりなど,教養を高める多様な学習機会の提供 (事業番号[3]~[5]) ・子どもの読書習慣の定着や,若い世代の図書館利用を促す事業など,読書活動の推進 (事業番号[6],[7])
施策2 社会性の向上に資する学習の推進	
重点事業	[8]コミュニケーション力向上学習の推進 (参加交流型学習の実施など) ・情報ソフトの操作などをはじめ,社会生活に必要な能力を高める学習機会の提供 (事業番号[9],[10]) ・子どもから大学生まで多世代が参加し交流する学習機会の提供 (事業番号[11]) ・職業体験,自然体験など,子どもへの体験活動の実施 (事業番号[12]) ・「宮っ子の誓い」の普及啓発などを通して人づくりの意識を高める事業の実施 (事業番号[13])
施策3 社会的課題に対応した取組の推進	
重点事業	再[9]〔新〕情報教育の推進 ・うつのみやデジタルスクエア,環境について学ぶ講座など,社会の変化に応じた取組の推進 (事業番号[14],[15],[19],[20],[22]) ・障がいの有無や国籍,家庭の事情などに関わらず誰もが学べる機会の提供 (事業番号[16],[17],[21]) ・他者を思いやる気持ちの醸成,男女共同参画など,人権意識を高める学習機会の提供 (事業番号[18])
施策4 家庭教育支援の充実	
重点事業	[23]親学の推進 (保護者が集まる機会を捉えた講話の実施や情報誌の発行) [24]〔新〕家庭での読書習慣を育む取組の充実 (ブックリスト配布や読み聞かせの実施など) ・定期的な研修会の開催等による地域で活動する家庭教育支援活動者の育成 (事業番号[25]) ・子育てに必要な知識等を得られる講座の実施や,個々の家庭に訪問するなどアウトリーチ型の支援の実施 (事業番号[26],[27]) ・子どもが気軽に立ち寄り集まる場の提供とともに,子育て家庭の状況に応じた支援を行う居場所づくり (事業番号[28])
施策5 地域ぐるみによる教育活動の充実	
重点事業	[29]魅力ある学校づくり地域協議会活動の充実 (地域協議会の組織強化,活動支援など) ・子どもの家,放課後子ども教室,子育てサロンなど,地域での子どもの健全育成,子育て支援 (事業番号[30],[35]) ・地域における中学生の自主学習を支援する活動の推進 (事業番号[31]) ・授業に役立つ資料や情報の提供など,学校図書館との連携の推進 (事業番号[32]) ・学校の授業等に地域の有識者等が協力する事業の実施 (事業番号[33],[34])
施策6 多様な主体による学習機会の提供	
重点事業	[36]〔拡〕NPO・大学・企業等と連携した学習の推進 (専門技術,ノウハウ等を生かす連携の実施) ・市PTA連合会や市子ども会連合会等との意見交換や共催事業の実施 (事業番号[37]) ・老人福祉センターや,みやシニア活動センターなどの様々な施設による講座等の開催 (事業番号[38],[39]) ・地域でスポーツに親しむ地域スポーツクラブの設立・運営の支援 (事業番号[40])
施策7 地域で活躍する人材の育成	
重点事業	[41]〔新〕地域の教育活動の担い手の育成 (地域協議会や放課後子ども教室等における活動者の育成) ・地域活動やNPO活動に携わる人材を育てる仕組みづくり,若者のボランティア活動の促進 (事業番号[42],[44]) ・障がい者に関する音訳,点訳などの奉仕員の育成,読書に関わるボランティアの育成 (事業番号[43],[45]) ・地域における子どもの体験活動指導者や社会教育主事,講座企画・運営ボランティアスタッフの育成 (事業番号[46]~[48])
施策8 郷土愛や地域理解を促進する取組の推進	
重点事業	[49]〔拡〕地域学・宇都宮学講座等の充実 (郷土愛や地域理解を促す講座の実施) ・地域課題に気づき,学び,活動する「学習と活動の循環」意識した講座の実施 (事業番号[50]) ・二十歳の節目に,地域社会の一員としての自覚等を育む「二十歳を祝う成人のつどい」の実施 (事業番号[51]) ・地域資料の収集,保存,提供とともに,貴重な資料のデジタル化等の実施 (事業番号[52]) ・うつのみやの歴史文化への興味関心を高める取組や,伝統文化を学ぶ事業の推進 (事業番号[53],[54])
施策9 学習や活動を促進する環境づくり	
重点事業	[55]〔新〕生涯学習センター施設,図書館施設の利用促進 (貸館等の実施とともに,利便性向上の検討) [56]〔新〕視覚障がい者等の読書を支える図書館サービスの充実 (バリアフリー資料の作成・収集・提供など) ・地域性や利用者ニーズを考慮した生涯学習センター図書室等のサービスの充実 (事業番号[57]) ・文化祭など,学習成果を発表する機会や場の充実,施設の老朽化等への対応を含めた環境整備 (事業番号[58],[59])
施策10 学習や活動を支える機能の充実	
重点事業	[60]図書館レファレンスサービスの利用促進 (課題解決を支援するレファレンス機能の強化,周知) ・ビジネス活動を支援する資料や情報の収集・提供,ウェブでの様々な学習情報の提供 (事業番号[61],[62])

後期計画の特徴

本計画は,個人が,学びを通して他者とつながり,能力を高め,その成果を地域で生かすことで,個人および地域全体の成長,活性化を図るものであり,後期計画においては,特に以下の内容を事業全般で意識しながら,さらなる地域教育の推進に取り組む。



第7章 計画の推進

- 計画の進行管理**
- ・「地域教育の推進に係る関係課長等会議」において,本計画における取組の進捗状況の確認を行う。また,進捗状況については,学識経験者や学校教育,社会教育関係者などで構成する「社会教育委員の会議」へ報告し,意見を聴取する。
 - ・計画の最終年度においては,5年に1度実施する「市民意識調査」により,市民の詳細な状況も踏まえ,総合的な評価を行う。
- 社会情勢の変化等に対する対応**
- ・計画期間中,社会情勢の大きな変化に伴い,計画の目標値と実施状況が著しく乖離する場合や,早急に取り組むべき学習テーマが生じる場合は,必要に応じて「地域教育の推進に係る関係課長等会議」および「社会教育委員の会議」において協議・検討を行い,関係部局と調整しながら,目標値の見直しや新たな事業の追加などを行う。
- 計画の推進体制**
- ・より良い地域社会の実現に向けた施策・事業を推進するため,地域における各主体の特性を認識・尊重しながら積極的な連携・協働を図る。